

重要事項説明書

本重要事項説明書は、契約に先立ってあらかじめ契約内容及びその履行に関する事項を説明するものです。

1. サービスの概要

(1) 運営事業者概要

事業者名称	九州メディカル・サービス株式会社
所在地	佐賀県鳥栖市轟木町 1580
代表者役職・氏名	代表取締役 今村 洋子
電話番号	0 9 4 2 - 8 2 - 4 5 7 9

(2) サービス提供事業所概要

サービス提供事業所名称	デイサービスセンター元気
所在地	佐賀県鳥栖市轟木町 1473
提供するサービス種別	通所介護
介護保険指定番号	4170300828
サービスを提供する 対象地域	鳥栖市、三養基郡
電話番号	0 9 4 2 - 8 4 - 2 7 8 9

(3) 同事業所の職員体制

1. 管理者 1 名
2. 生活相談員 1 名以上
3. 介護職員 4 名以上
4. 看護職員 1 名以上
5. 機能訓練指導員 1 名以上

※但し、上記は兼務する場合があります。

また利用者の増減により、介護職員数はその都度変動する場合があります。

(4) 同事業所の設備の概要

定員	3 0 名		
専用の部屋等の面積	1 4 4 . 7 m ²	送迎車	1 台

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祭日含む）
営業時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分

2. サービス内容

生活指導・相談、機能訓練、入浴サービス、送迎サービス、食事など

3. 料金（表示は1割負担の方の場合であり、利用者本人又は利用者本人を含む世帯の所得に応じて2割又は3割負担となる場合があります）

（1）利用料金

①通所介護利用料（通常規模）

	1日あたりの利用料金 (3時間以上4時間未満)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	3,700円	370円
要介護2	4,230円	423円
要介護3	4,790円	479円
要介護4	5,330円	533円
要介護5	5,880円	588円

	1日あたりの利用料金 (4時間以上5時間未満)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	3,880円	388円
要介護2	4,440円	444円
要介護3	5,020円	502円
要介護4	5,600円	560円
要介護5	6,170円	617円

	1日あたりの利用料金 (5時間以上6時間未満)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	5,700円	570円
要介護2	6,730円	673円
要介護3	7,770円	777円
要介護4	8,800円	880円
要介護5	9,840円	984円

	1日あたりの利用料金 (6時間以上7時間未満)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,890円	689円
要介護3	7,960円	796円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	10,080円	1,008円

	1日あたりの利用料金 (7時間以上8時間未満)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円

要介護 4	10,230 円	1,023 円
要介護 5	11,480 円	1,148 円

	1 日あたりの利用料金 (8 時間以上 9 時間未満)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額
要介護 1	6,690 円	669 円
要介護 2	7,910 円	791 円
要介護 3	9,150 円	915 円
要介護 4	10,410 円	1,041 円
要介護 5	11,680 円	1,168 円

②入浴介助加算

	1 回の入浴利用料金	1 回あたりの自己負担額
入浴介助加算 (Ⅰ)	400 円	40 円
入浴介助加算 (Ⅱ)	550 円	55 円

③サービス提供体制強化加算

	1 回あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 回あたりの自己負担額
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	220 円	22 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	180 円	18 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	60 円	6 円

④生活機能向上連携加算

	1 月あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 月あたりの自己負担額
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1,000 円	100 円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	200 円

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位/月

⑤科学的介護推進体制加算

	1 月あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 月あたりの自己負担額
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円

⑥介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)

1 月の利用単位数合計の $92/1,000$ (小数点以下切捨て) $\times 10$ 円

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

1 月の利用単位数合計の $90/1,000$ (小数点以下切捨て) $\times 10$ 円

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)

1 月の利用単位数合計の $80/1,000$ (小数点以下切捨て) $\times 10$ 円

介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)

1 月の利用単位数合計の $64/1,000$ (小数点以下切捨て) $\times 10$ 円

⑦食事代として別に400円いただきます。

⑧おむつ代、その他の日常生活にかかる費用は自己負担になります。

お支払いの目安

(2) 支払方法

毎月、20日までに前月利用分の料金を請求いたします。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、当月の料金の合計額を翌月末までに事業者の指定する方法で支払うものとします。(原則、口座引き落としでお願いしております)

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービス利用契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員へご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までにお知らせいたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合や守秘義務に反した場

合また、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を引き落とし日より2ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。又、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡 状況に応じてご自宅に連絡いたします。
- ・ バイタルチェック 毎朝、血圧、体温を測ります。
- ・ 体調不良等による
サービスの中止・変更 至急ご連絡ください。状況をお尋ねして対応いたします。
急変事は連携を取り対応いたします。
- ・ 時間変更 状況により、変更する場合があります。
- ・ 設備、器具の利用 施設設備をご利用の際は、職員まで申し出てください。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. 非常災害対策

事業所には防火管理者を配置します。また、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画／BCP)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

・防火管理者 …………… デイサービス元気管理者

- (1) 従業者への業務継続計画(BCP)の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
訓練については下記とします。なお下記の2項については一体的な訓練として実施する場合があります。

年2回以上 火災、地震等を想定した定期的な訓練予定。避難・救出訓練、
通報訓練、消火訓練。

年2回以上 感染症等を想定した定期的な訓練予定。

- (2) 定期的な業務継続計画(BCP)の見直し及び変更

8. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとします。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、その事故が事業者の故意又は重大な過失により発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 衛生管理、及び、感染症予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 指定通所介護事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 施設内において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じます。

- ① おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

1 1. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組			あり
第三者による評価の実施	なし	結果の公表	あり

1 2. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した介護サービスに対するお客様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受ける相談窓口を設置しております。また、苦情に関して市町村・国保連が行う調査に協力し、相談助言を受けた場合には、必要な改善を行います。

(2) 苦情申し立ての窓口

佐賀県鳥栖市轟木町1473番地
電話：0942-84-2789
月～土曜日：8：30～17：00
担当：デイサービス元気管理者

佐賀県庁 健康福祉部 長寿社会課	佐賀県佐賀市城内1-1-59 電話：0952-25-7266
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課	佐賀県鳥栖市本町3丁目1491-1 電話：0942-81-3317
佐賀県国民健康保険団体 連合会	佐賀県佐賀市呉服町7-28 佐賀県国保会館 電話：0952-26-1477

1 3. その他

- (1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (2) ご利用の際、いろいろな取り決め事項については、ご利用中に連絡致します。
- (3) ご不明な点等ありましたら遠慮なくお尋ねください。